

余裕期間設定工事実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、余裕期間を設ける工事の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 余裕期間の設定対象工事(以下「余裕期間設定工事」という。)の請負契約(以下「契約」という。)の締結の日から当該余裕期間設定工事の着手の日(以下「工事着手日」という。)の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 次条に規定する余裕期間設定工事を実際に施工するために必要な期間(準備及び後片付けの期間を含む。)をいう。
- (3) 発注者指定方式 契約担当者があらかじめ工事着手日を指定することにより余裕期間を定める方式をいう。
- (4) 任意着手方式 契約を締結しようとする日から工事着手日の期限として契約担当者が定める日(以下「着手期限日」という。)までの間において、当該契約の契約者が工事着手日を指定することにより余裕期間を定める方式をいう。
- (5) 設計上の全体工期 当該契約を締結しようとする日から契約担当者が指定する工事着手日又は着手期限日の前日までの期間に実工期を加えた期間をいう。
- (6) 契約上の全体工期 余裕期間に実工期を加えた期間をいう。

(余裕期間設定工事の指定)

第3条 余裕期間設定工事は、次に掲げる要件のいずれにも該当する建設工事のうちから、秋田県建設工事入札制度実施要綱(昭和62年4月22日付け監-134)に定める入札審査会等の審議を経て契約担当者が指定する建設工事とする。

- (1) 余裕期間を設定することにより全体事業計画に影響が生じないこと。
 - (2) 一般競争入札又は条件付き一般競争入札における入札公告、指名競争入札における指名通知又は随意契約における見積依頼通知(以下「入札公告等」という。)を行う年度内に全体工期を確保できること。ただし、当該建設工事に関し、継続費若しくは債務負担行為が設定されている場合又は予算が繰り越された場合は、この限りでない。
- 2 次の工事については、余裕期間の設定に努めること。
- (1) 年度末等の発注が集中する時期において、発注時期の前倒しにより契約担当者及び入札参加者双方の負担が軽減できるもの。
 - (2) 工事完成と工事発注が集中する時期において、現場代理人又は主任(監理)技術者の配置がより効果的かつ円滑に行われることが期待できるもの。
 - (3) 国交付金事業等で工事着手日の条件が付されている工事、河川工事で出水期により施工時期が限定される工事等、契約担当者による条件設定が必要なもの。
- なお、本号によるものにあつては発注者指定方式を活用する。

(工事着手日)

第4条 秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第198条第3項の別に定める日は、次の各号に掲げる余裕期間を定める方式の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 発注者指定方式 契約担当者が指定する工事着手日
- (2) 任意着手方式 当該契約の契約者が指定した工事着手日

(余裕期間の設定等)

第5条 余裕期間を設定するに当たっては、次のとおりとする。

- (1) 余裕期間は、60日以内で設定すること。
 - (2) 発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかの方式により設定すること。
 - (3) 休日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。)を工事着手日に指定することができないこと。
 - (4) 任意着手方式を選択した場合においては、一般競争入札又は条件付き一般競争入札によるものにあつては競争入札参加資格確認申請時に入札参加申請者より、指名競争入札又は随意契約によるものにあつては落札決定(随意契約にあつては契約の相手方の決定する行為)後に落札者より、それぞれ提出される工事着手日報告書(別紙1)により工事着手日を定めること。
 - (5) 工事着手日の指定により定まる実工期の末日は、休日とすることができないこと。
- 2 余裕期間にあつては、次に掲げる事項に留意すること。
- (1) 現場代理人及び主任(監理)技術者(以下「技術者等」という。)の配置は不要であること。
 - (2) 契約担当者を除き、現場へ立ち入ることができないこと。
 - (3) 資材の搬入、仮設物の設置その他の工事の着手に相当する行為を行うことができないこと。
 - (4) 前払金の請求書を受け付けることができないこと。
 - (5) 任意着手方式で契約者が選択した工事着手日により生じる費用については、変更契約の対象とすること。

(特記仕様書等の記載事項)

第6条 契約担当者は、次に掲げるもののほか、前条第2項及び第8条(第1号を除く。)及び次に掲げる事項を記載した特記仕様書及び現場説明書を閲覧に供するものとする。

- (1) 工事着手日又は着手期限日
- (2) 技術者等の配置を要する期間及び配置を開始する時期に関すること。
- (3) 前払金の請求に関すること。

(入札手続)

第7条 契約担当者は、余裕期間設定工事の入札公告等を行うときは、別紙2を閲覧に供するものとする。

2 契約担当者は、前項に定めるもののほか、余裕期間設定工事を条件付き一般競争入札に付するときは、入札公告文の工事別発注概要書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 余裕期間設定工事であること。
- (2) 設計上の全体工期
- (3) 特記仕様書及び現場説明書の確認をすべきこと。

(契約等手続)

第8条 契約等の手続に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、契約上の全体工期とし、特別契約事項欄に余裕期間設定工事であることを記載するとともに実工期を記載すること。
- (2) 契約保証については、契約上の全体工期を対象とする保証を求めること。
- (3) 工程表に記載する工程は、余裕期間を除いた工程とすること。
- (4) 工事着手届及び施工計画書の提出は、工事着手日であること。
- (5) 現場代理人・主任（監理）技術者選任届の提出は、契約を締結するときであること。
- (6) コリンズの受注時登録を行う場合においては、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するとともに、工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。

(技術者が工事着手日に配置できない場合の対応)

第9条 契約担当者は、前条第5号の規定により届出された技術者が工事着手日に配置できない場合であっても、技術者の変更を認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、次に掲げる場合には、監理技術者等の工事現場における専任配置等について（平成16年3月31日付け建管-3097）に準じて技術者の変更を認めるものとする。

- (1) 技術者が当該余裕期間設定工事の工事着手日前に従事している建設工事の引渡しが不可抗力により遅延した場合
- (2) 技術者の死亡、傷病、出産その他契約担当者が認める事情により当該技術者を配置することができない場合

3 契約担当者は、前項の規定により技術者の変更を認めるときは、契約者と変更後の技術者との間に3か月以上の雇用関係があることを確認するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、余裕期間設定工事の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

A 4判

工事着手日報告書

年 月 日

申請者

住 所

商号又は名称

氏 名



発注者

様

次のとおり工事着手日を定めたので報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 番 号	
落 札 決 定 予 定 日	年 月 日
工 事 着 手 日	年 月 日
実 工 期	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日
そ の 他	

別紙 2

余裕期間設定工事について

本工事は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保できるようにすることで、施工時期等の平準化を図ることを目的として行う余裕期間設定工事である。

余裕期間設定工事の実施にあたっては、余裕期間設定工事实施要綱（平成29年2月17日建政-1488、以下「要綱」という。）による。

余裕期間設定工事における留意すべき項目については次のとおりである。

1. 余裕期間の設定等について

- (1) 休日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を工事着手日に指定することができない。
- (2) 任意着手方式においては、一般競争入札又は条件付き一般競争入札によるものは競争入札参加資格確認申請時に入札参加申請者が、指名競争入札又は随意契約によるものは落札決定（随意契約にあつては契約の相手方の決定する行為）後に落札者が、それぞれ提出する工事着手日報告書（別紙1）により工事着手日を定めること
- (3) 工事着手日の指定により定まる実工期の末日は、休日とすることはできない。

2. 余裕期間中における取扱いについて

- (1) 現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）の配置は不要である。
- (2) 契約担当者を除き、現場へ立ち入ることができない。
- (3) 資材の搬入、仮設物の設置その他の工事の着手に相当する行為を行うことができない。
- (4) 前払金の請求書を提出することができない。
- (5) 任意着手方式で契約者が選択した工事着手日により生じる費用については、変更契約の対象とする。

3. 配置予定技術者に係る入札参加資格要件の判断

配置予定技術者については、契約担当者が定める工事着手日又は工事着手期限日を基準日として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。

4. 契約等手続について

- (1) 契約保証の保証期間については、余裕期間を含めた全体工期を含むものであること。
- (2) 工程表は契約締結後10日以内に提出するものとし、工程表に記載する工程は、余裕期間を除いた工程とすること。
- (3) 工事着手届及び施工計画書は、工事着手日に提出すること。
- (4) 現場代理人・主任（監理）技術者選任届は、契約締結時に提出すること。
- (5) 労働保険加入済証については、工事着手届と同時に提出すること。
- (6) コリンズの受注時登録については、契約締結後10日以内に登録申請するものとし、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するとともに、工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。

5. 技術者が工事着手日に配置できない場合の対応について

- (1) 届出された技術者が工事着手日に配置できない場合であっても、技術者の変更を認めない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監理技術者等の工事現場における専任配置等について（平成16年3月31日付け建管-3097）に準じて技術者の変更を認める。
 - 1) 技術者が当該余裕期間設定工事の工事着手日前に従事している建設工事の引渡しが不可抗力により遅延した場合
 - 2) 技術者の死亡、傷病、出産その他契約担当者が認める事情により当該技術者を配置することができない場合
- (3) 前項の規定により技術者の変更を認めるときは、契約者と変更後の技術者との間に3か月以上の雇用関係があることが必要であること。